

「京都府環境を守り育てる条例」の関係規定

(下線は特に関係の深い規定)

(責務)

- ・環境の保全及び創造のための府、市町村、事業者、府民の責務、美観、環境保全等のための観光旅行者等の責務（第2条～6条）

(府の取組)

- ・施策の策定・実施に当たっての環境配慮（第7条）
- ・環境基本計画の策定、公表（第8条）
- ・施策の状況等の公表（第10条）
- ・教育及び学習の振興等（第11条）
- ・民間団体等の自主的な環境保全活動等の推進（第12条）
- ・情報の提供（第13条）
- ・府民意見の反映（第14条）
- ・森林、緑地等の整備（第16条）
- ・誘導的措置の実施努力（第17条）
- ・調査研究、技術開発、成果普及の努力（第18条）
- ・環境状況等の監視・測定体制の整備努力（第19条）
- ・国、他の地方公共団体との協力（第20条）
- ・財政措置の努力（第21条）
- ・自動車交通公害防止施策の推進努力（第22条）
- ・廃棄物の減量等の努力（第26条）
- ・廃棄物の減量等に係る指針策定、行動促進（第30条）
- ・事業所における環境管理推進のための指針の策定（第61条）
- ・緑化の計画的な推進、公共施設の緑化努力（第64条・第65条）
- ・市町村・事業者・府民の緑化推進への援助の努力（第68条）
- ・地球環境保全施策の推進（第90条）
- ・地球環境保全行動指針の策定と行動の促進（第91条）
- ・地球環境保全のための国際協力の推進（第92条）
- ・中小企業者に対する資金のあっせん、技術指導等の実施努力（第93条）

(府民・事業者の義務)

- ・自動車使用者等の排出ガス等の低減努力（第23条）
- ・アイドリングストップの実施努力（第24条）
- ・廃棄物の減量等の措置努力（第27条・第28条）
- ・大規模事業所における環境管理計画策定、推進（第61条）
- ・その他の事業所における環境管理推進努力（第61条）
- ・大規模事業所における環境管理総括者の設置・届出（第62条）
- ・事業所、住居の緑化推進努力（第66条）

(市町村の義務)

- ・廃棄物の減量等努力（第26条）
- ・設置・管理する公共施設の緑化努力（第65条）